

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中14名の出席でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っています。3-31の案件について■■■■推進委員より報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■と申します。受付番号3-31について報告します。位置は■■■■から■■■■のところにあります。調査に日時ですが2月20日に■■■■農業委員と借り受け人の■■■■さん同行のもと調査しました。調査内容ですが個人申請でございます。申請農地の譲り渡し人は町外に住んでおられ耕作する術がないために譲受人が譲り受け農業経営の規模拡大を図るためでこの他に農地の耕作もされており所有権移転されても何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-32の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-32について報告します。場所は■■■■の場所へあります。日時は2月20日に■■■■農業委員と私とで調査しました。個人申請で申請農地の譲り渡し人は■■■■に住まれておりまして耕作することが困難で譲り受け人が譲り受け農業経営の規模拡大を図るためでございます。他の土地についても耕作されており所有移転をされても何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-33の案件について■■■■推進委員の報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-33について報告致します。場所は■■■■から■■■■のほうへ■■■■上がったところですが。2月15日の土曜日に■■■■農業委員と譲受人の■■■■と■■■■立ち合いのもと調査しました。航空写真で■■■■の家は真ん中にあるんですが■■■■です。■■■■は以前から耕作を引退されており住まいも■■■■ということによその人に頼んで耕作され

		ておりました。この度、■■■■が4、5年前にこちらの方に帰られて土地も近くということで引き受けることになったということです。作業の依頼をすることも確保されているということで問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
	議 長	ありがとうございました。3-34の案件について■■■■農業委員報告をお願ひします。
	■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。■■■■推進委員が欠席のため代わって報告します。受付番号3-34について報告します。場所は■■■■より■■■■に■■■■のところにあります。2月23日に■■■■推進委員と譲受人の■■■■同行のも調査しました。譲り渡し人の■■■■が所有農地について調査したとこと申請農地は数年来譲受人の■■■■が自己所有地として耕作管理している農地ということが判明し今後も継続して耕作管理して頂くとのことです。ご審議よろしくお願ひします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願ひします。
	■■■番	■■■■です。■■■■の案件についてお伺いしたいと思ひます。今まで1反弱の面積の耕作をされていたのかなと思うんですが機械などはどうなのでしょう。
	■■■番	機械は地元の方の農機具を借りたりしています。今回は作業全般を作業委託される方を確保されているということです。
	■■■番	今お聞きした感じで所有権移転で譲り受けたものが作業委託をされるという話。以前からここで問題になっているのが所有権移転した場合は3年自分で耕作するというような話が出ていると思うのですが、そこら辺がどうなっているのかなって。最近、時々耳にするので認めていかないといけないのかなと思ったりするのですがどうでしょうか。
	議 長	3条申請の場合は原則として取得者が3年間みずから耕作することが前提条件になっておりますが今回の案件については作業だけを委託して農業経営は取得者がされるということであれば何ら問題ないと思ひます。利用権設定をされるのであれば問題なんですが作業だけをまかして経営の方は取得者ということであればクリアするんだろうと思ひます。
	事務局長	会長がおっしゃる通り問題ないと思ひます。
	議 長	他にございませんか。無いようございませので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございませので申請通り許可することと致します。
議案第2号	議 長	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願ひませ
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願ひしてあります。

		4-15、16の案件について推進委員報告をお願いします。
	番	の です。受付番号4-15について報告します。場所は から の方向へ のところにあります。調査日時は2月の19日に 農業委員と私とで現地確認に行きました。申請人の人は農業に縮小がありこの度太陽光発電パネルの設置をしたいということでございます。申請のあった場所は農業公共投資の対象となっていない生産量の低い小集団の農地でございますのでご審議のほどよろしく申し上げます。続いて4-16については 農業委員と現地確認に参りました。場所は から の方向へ のところの 沿いへあります。 のため一時転用するのでご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	番	現況写真の方の の写真の下の と書いてあるのは重複しているような気がするのですが間違いでしょうか。
	事務局長	間違いですので訂正をお願いします。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしております。 推進委員から報告をお願いします。
	番	の です。受付番号1-5について報告します。場所は から ほど へ行ったところにあります。2月19日に 農業委員と と現地確認に行ってきました。写真でもありますように竹やぶと下のほうは雑木が大きくなっております。竹が十分にはびこっていました。すでに山林化しておりますので復元が困難かと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	番	事務局の方へ。 公衆用道路はどのように理解すればいいかな。個人のものじゃないだろうと。
	事務局長	個人のものですがこれは税のデータの整合を図られています。税の方のデータが3.3㎡で公衆用道路となっています。しかしながら航空写真を見ても公図を見ても明らかにおかしいと事務局では思っています。家で分筆したときに残りが公衆用道路となって地番の付け方が間違いではないかと思うのですがそこまでの確認はできておりません。登記上 は家の上

		にあるのでございますが税のデータが反映されているがためにこの議案のところには3.3㎡公衆用道路、非課税と出てきております。面積は地籍調査が済んでないところなので地籍調査がくれば今年現場をしているところではございますが正確な面積が出るだろうと思われます。ただ分筆した場合に100㎡を分筆して残りの㎡が登記簿には記載されますのでおかしいということがあるかもしれません。公図の大きさと面積は明らかにおかしいと思われます。
	議長	ここはパトロールでB判定になっている土地じゃない？
	事務局	まだ豊松の相談員が回ってないところですよ。というのは地籍が入ってますから地籍調査が入っているところは後回しになります。
	事務局長	■■■■は■■■■さん所有の農地ではないです。
	■■番	非課税というのが2枚続けてあるじゃないですか。
	■■番	地籍調査のために整理をするというのが目的ではないですか？
	事務局長	違います。そういう目的はないです。
	■■番	地籍調査が済んでいないのでここにB判定の申請をするというのは何のためですか？何のために非農地を認定をしなければならないのですか。■■■■の土地では全部ないですが。
	事務局長	■■■■の土地ですよ。
	■■番	全部ですか？
	事務局長	議案に載っているのは■■■■の土地です。
	■■番	2筆とも■■■■の土地ですか？
	事務局長	そうです。所有者、申請人は■■■■です。
	■■番	■■■■はここを非農地に申請するというのは何を思っているのか。ただ見た目には非農地だからしてくれということですか。地籍調査がまだ済んでなくてそこを非農地にして地籍調査の面積を確定してはっきりしようと、登記しようという意思でこれを出されたものだと解釈するのですが違いますか？
	事務局長	それは分かりません。個人から非農地証明の申請が来たので推進委員さんと委員さんに現地を確認して頂いております。目的は書かれていませんので地籍調査のためかどうか分かりません。個人から非農地の証明の申請が出ておりますので今回事前に申請して頂きましたし議案にあげさせて貰っています。
	■■番	先ほど以前からB判定を出そうと思っても・・・。
	事務局長	それはB判定を農地パトロールや地籍調査を今現場をやっているところ、これからするところについては豊松地区は相談員さんは入ってないです。これから地籍調査が入るところはその現地調査でどういう状況かわかりますのでそこは今まで入ってないそうです。その結果を受けて地籍調査でどのように利用されるかは分かりません。結果うちが非農地証明を出して個人の方が登記を変えられる、そしたらそれが地籍調査の調査前の地目になりますから。今はまだ議案にだしておりますように畑です。今回非農地証

		明して個人の方が法務局で山林として登記すれば山林として調査されま す。
	■番	■が公衆用道路となっているのを山林として登記するのですか？
	事務局長	この公衆用道路となっているのは税の方のデータがそうになっているので す。
	■番	結局、公図上の測量をしてから非農地をして登記するということ？
	事務局長	農業委員会で非農地証明しても測量などはしません。ただ地目を農業委員 会が非農地として証明書を出せば個人の方がそれに基づいて山林として地 目変更の登記をされるということでございます。
	■番	■というのは畑、公衆用道路となっていますけども法務局は何㎡を 山林として受付けるのですか？
	事務局長	登記簿上は 3.3 ㎡しかございませんので法務局では 3.3 ㎡が山林になりま す。
	■番	では公衆用道路はどうなるのですか？
	事務局長	これは税のほうで公衆用道路にしているののうちの方では分かりません。 税の方はこの後に登記簿のほうが山林となればそれに基づいて税の方も山 林で扱うようになると思います。
	■番	では紛らわしいので税のことを言わなければいいのではないか。
	事務局長	公衆用道路は何かと言われるのでこれは税の方のデータが公衆用道路とな っているのです。最初に言ったと思うのですが 1 月 1 日時点のデータを農 家台帳に吸い上げます。図面についてもそのデータを使っております。で すのでその 1 年で分筆できていないのもございますし面積と図面が大きさ が全然違うものもございます。また税の方で便宜上分筆しているものもご じます。整合性も取れてないものもございます。
	■番	要は税上公衆用道路となっているものを山林にすることによってこれが消 えるということですね。
	事務局長	来年の 6 月にはこの公衆用道路は消えると思います。
	議 長	地籍調査をやれば敢えてここで非農地証明の申請をしなくても地籍調査 段階でここはおそらく山林になると思うのですが。先ほど話がありました ような畑の公衆用道路で現在は非課税になっておりますが山林に地目変更 すれば当然山林の固定資産税が課せられてくるというようなことです。で すからここら全体が林野化されているところについては地籍調査の段階で 田んぼであろうが畑であろうが地目を山林に確定していく可能性は強いと いうことです。そういうような地籍調査の段階で現況地目に変更されると いうことで地籍調査が済んでいないところについてはパトロールから今ま では除外してきた。地籍調査でいけば何の手続きもしないで地目変更が容 易にできるわけで今までパトロールを除外してきたということです。ここ らで甲の ■とか ■はこれで見ると山でしょう。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 3 号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農

		業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時10分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年3月26日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>